

令和4年6月16日

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>本日、実施している知事と総理との面会について詳しい目的や内容はどうか。</p>
秘書課長	<p>総理との面会について直接的には農林水産部の所管ではあるが、知事の日程管理を行う秘書課の立場での回答として、本日9時25分から首相官邸で知事と総理が面会を行っている。</p> <p>昨年度は霜の被害によりさくらんぼの収量が激減したが、今年度はやまがた紅王の先行販売開始やコロナ禍で減少している観光誘客においても非常に重要な時期である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、今年度のさくらんぼの状況報告及び山形さくらんぼのPRのため訪問している。</p>
金澤委員	<p>地方公務員の定年の引上げの趣旨及び制度の内容はどうか。</p>
人事課長	<p>少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する局面において、優秀な人材を確保するとともに、複雑高度化する行政課題に的確に対応して質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢職員の能力や経験を活用していくことが不可欠であると考えている。</p> <p>このような背景のもと、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和5年度から定年が段階的に引き上げられることとなっている。</p> <p>まず、定年については昭和37年度生まれの令和4年度末定年退職の職員は、現在と同じ60歳定年だが、昭和38年度生まれの職員は令和6年度末に61歳定年となり、昭和39年度生まれの職員は令和8年度末に62歳定年となる。このように段階的に定年が引き上がり、昭和42年度生まれの職員は令和14年度末に65歳で定年となり、これ以降は65歳定年となる。</p> <p>定年の段階的引上げ期間中は、定年後65歳までの間、現在の再任用制度と同じ働き方を可能とする暫定再任用制度を設けることが可能となっている。</p> <p>また、定年の引上げにより、管理職の職員がそのまま在職し続ける場合、若手・中堅職員の昇進機会の減少により、組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障が生じる恐れがあることから、管理職に就いた職員を60歳で非管理職に異動させる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入される。</p> <p>さらに給与面では、国家公務員においては、60歳以上の職員の俸給月額について、60歳に到達した日後の最初の4月1日以降、100分の70を乗じて得た額とする措置が導入されることとなった。地方公務員についても地方公務員法の第24条第2項の均衡の原則等の趣旨に沿って適切に対応するよう総務省から助言されている。</p> <p>これらの制度以外にも退職手当や職員への情報提供、意思確認なども併せて、今後条例改正等を行い、制度を導入していく必要がある。</p>
金澤委員	<p>定年が61歳となった場合、役職が非管理職になるタイミングはいつか。また、現在の再任用制度と暫定再任用制度の違いはあるのか。</p>
人事課長	<p>60歳を超えた翌年度から非管理職に異動することになる。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>令和5年度以降は暫定再任用という呼称になるが、現在の再任用制度と同じものである。</p>
金澤委員	<p>例えば、定年が65歳となった場合、66歳以降に暫定再任用制度を使うことはできるのか。</p>
人事課長	<p>65歳の年度末までの制度のため、使うことはできない。</p>
金澤委員	<p>61歳以降の年度の県職員の給料月額が7割になるということか。</p>
人事課長	<p>国家公務員の制度に準じた場合は、61歳以降の年度は7割になる。</p>
金澤委員	<p>定年の引上げと現在の再任用制度との違いはどうか。 また、2年に一度定年退職者が生じない場合の影響はどうか。</p>
人事課長	<p>まず、定年が65歳まで段階的に引き上がることで職員が自ら退職を申し出ない限り、定年の年度まで引き続き任用されることになる。 一方で再任用は1年ごとの更新であり、制度的には勤務成績等の状況によって再度任用しないこともあり得る。 定年の段階的引上げ期間中は2年に一度、定年退職者が生じない年が発生することになるが、新規採用者数の平準化や行政需要も勘案しながら検討していく必要がある。中長期的な課題として定数をどうしていくかといったことも含めて検討していく。</p>
金澤委員	<p>定年引上げに関してどのような課題や影響が想定されるか。</p>
人事課長	<p>まずは、60歳を超える職員の働き方として、どのような仕事をしてもらうのかを検討する必要がある。これまで培った経験や能力を組織に還元してもらうため、技術の伝承や若手職員の育成に従事してもらうとともに、重要な戦力として定数一人分の仕事を担ってもらう必要があることから、高齢職員のモチベーションを維持していきいきと働いてもらうため、どのような業務や役割を担ってもらうのが相応しいか、検討を進めている。 また、2年に一度定年退職者が生じない年が発生することになるため、新規採用職員数をある程度平準化していくことも考えていく必要があるが、定数条例についても、中長期的な課題として検討を進めている。 さらに、人件費についても、全国知事会を通じて、制度移行期も含め、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じるよう、政府に要望しているところである。</p>
金澤委員	<p>定年引上げの制度設計に係るスケジュールはどうか。</p>
人事課長	<p>国家公務員や他の地方公共団体の動向を見ながら、職員団体との話し合いや検討を経た上で進めていく必要がある。 また、完成した制度について、今年度中に令和5年度に60歳に達する職員に情報提供した上で、60歳以降の働き方について意思を確認することが求められており、こうした期間を確保するためには、令和4年12月定例会までに関係条例を提案する必要があり、検討準備を進めている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	12月定例会までに提案するとのことであったが、職員が戸惑うことのないよう、しっかりとした制度設計をお願いしたい。
人事課長	職員が混乱するような制度はあってはならない。しっかりした制度を作り丁寧に説明をしながら、進めたい。
金澤委員	議第80号の権利の放棄について、当初の退職手当の支給認定の経緯はどうか。
人事課長	<p>まず、退職手当の当初の認定として、職員が死亡退職した場合、退職手当を受けるべき遺族は、退職手当支給条例第2条の2により決定されることになる。これによれば、優先順位は、まず、配偶者、配偶者がいない場合は、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他親族の順番となる。さらに、これらの親族がいない場合は、それ以外の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番となる。</p> <p>当該事例の場合、職員の死亡当時、配偶者がおらず、次点となるものはおらず、その次の順位である職員の収入によって生計を維持していた父母として、人事課職員が実際現地に赴くなどして確認等を行うとともに、職員の父から、毎月の給与やボーナス支給月に職員から金銭の支給を受け、それを頼りに生活を行っていたなどとする申立書が提出されたことなどを踏まえ、職員の父母が職員の収入によって生計を維持していたと判断し、父に代表して退職手当の支給を行った。その後、職員の子から職員の父母は、職員の死亡当時、主として収入により生計を維持していたとは言えず、自分たちが受給権者だという訴訟が提起された。</p> <p>その中で、子側から、父母が職員の収入によって生計を維持していないことの裏付けとして、これまでの事実関係を覆す新たな証拠が提出され、遺族から提出してもらった申立書が虚偽であったことが判明したことなどから、父母は職員の収入によって生計を維持していなかったと判断され、子が受給権者になるものと判示された。</p> <p>この結果、職員の父は本来退職手当の支給を受けるべき遺族に該当しないにもかかわらず、事実と異なる申立てにより不当に退職手当の支給を受けたことから、平成26年2月定例会において議会の議決をいただいた上で、不当利得返還請求訴訟を提起し、県が勝訴した。その後、父から一部弁済を受けたが、令和2年5月に父が死亡し、可能な限りの債権回収を行ったものの、すべての法定相続人が相続放棄をし、これ以上法的に回収する手段がなくなったため、不納欠損とすることとなったものである。</p>
金澤委員	平成26年度における退職手当の支給手続きに係る県の確認方法はどうか。また、子からも申立書をもらう必要があったのではないか。
人事課長	<p>職員の死亡当時、父母から申立書以外にも住民票や所得証明書、年金調書などの関係資料を徴取し、実際に職員の父母宅を訪問するなどして、父母の生活や収入の状況などの実態を確認するとともに、県の顧問弁護士にも相談し、十分対応を検討した上で父母が職員の収入によって生計を維持していたと判断したところであり、当時としては子から申立書をもらうまでの必要があるとは考えていなかった。</p> <p>また、北海道、東北各県に確認したところ、同様の事例の場合、申立書</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>や扶養手当の認定状況などにより生計維持の状況について確認するという ことであり、父母宅の訪問を含めた情報収集等の対応まで行っているところ はなかったため、当時の対応が他県と比べて不十分とは考えていない。 ただし、こういった事案があったことから、現在では受給権者だけでなく、 受給権者とならない親族全員からも申立書を提出してもらうなど丁寧 な聞き取りや、資料の徴収を行って対応している。</p>
金澤委員	<p>当時、控訴について検討しなかったのか。</p>
人事課長	<p>弁護士とも十分相談し、一旦判断された判決を覆すほどの新たな証拠を 用意することが難しいという理由で控訴を断念した。</p>
金澤委員	<p>今後再発を防止するため、どのような対応を行っていくのか。</p>
総務部長	<p>今回の件について具体的には、一方の申立てだけを信用せずに、関係者 全員から申立書をもらえば、裁判上相手方は抗弁できなくなるため、今後 はそのような取扱いを考えている。県民の公金を管理しているという重責 をしっかりと果たしていきたい。 退職手当の認定に限らず、県政全般の適切な事務執行については公金を 預かる立場であるため、これまでも組織全体としてミスや不祥事の発生を 防ぐために取組みを続けてきており、例えば、知事部局では年に2回、補 助金の支出や契約事務の執行等について所属ごとに所属長が確認し、部局 長が評価するという内部統制による取組みなどを行っていることから、引 き続きしっかりと事務執行を進めていきたい。</p>
志田委員	<p>学芸員とはどのような職務内容か。</p>
人事課長	<p>本県で学芸員資格を所有している職員は、知事部局では令和4年4月1 日時点で49人である。学芸員資格の有無にとらわれず、適材適所の原則に 立って観光文化スポーツ部等知事部局内の各部署に配置している。学芸員 の資格は、大学で必要単位を履修、取得し、認定を経て有することが可能 となる。それぞれの専門分野において調査研究を行う職であると考えてい る。</p>
志田委員	<p>学芸員について専門職として採用する考えはあるのか。</p>
人事課長	<p>博物館は、社会教育の中核施設であるとともに、魅力ある文化財を活用 した観光誘客や地域活性化をより一層推進する役割が求められていること から、更なる専門性の向上や継続的な調査研究につながる体制の強化が必 要であると考え、必要な人材の確保に向け、採用や人員配置について観 光文化スポーツ部と連携しながら現在検討しているところである。 また、専門職として学芸員を採用する場合には、県として新たな職種に なることから、教員人事との調整や将来的な見通しについてこれまで検 討を重ねてきており、採用試験を行う場合、学芸員としての資格に加えて、 募集する分野の専門知識の有無を確認する必要があるため、適切に能力実 証するための試験問題の作成についても検討が必要であると考えている。 なお、現在欠員が2名生じていることから、専門職員の配置は喫緊の課 題だと思っており、様々な状況を勘案しつつ、できるだけ早く令和5年4</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>月の学芸員採用も視野に入れた形で、検討準備を進めていきたいと考えているが現時点でいつまでに何人を採用する等については決定していない。</p>
志田委員	<p>学芸員を採用する場合の条件について、どのように考えているのか。</p>
人事課長	<p>具体的な条件については現在検討中であるが、人物像や専門性等様々な観点で考慮し、できるだけ門戸を広くしたいと考えている。</p>
志田委員	<p>最近、J R 西日本等は収支のデータ等を公表しているが、J R 東日本は乗車人員や収支等のデータを公表しないのか。 また、いなほ4号の速達化や対面乗換時間の短縮を行う予定はないのか。</p>
総合交通政策課長	<p>乗車人員に関するデータについてJ R 東日本に確認したところ、列車の乗車人員の公表については、現在輸送密度1日1キロ当たりの乗員や駅の乗車数について公表しているが、これ以外のデータについては公表を差し控えている旨の回答があった。 ただし、これまでも繁忙期間等については、利用客の合計値を繁忙期間後に公表しており、それ以外の期間における公表は、引き続き差し控えたいと聞いている。地方交通線の利用状況や収支については、対象線区や提示の仕方を含めて現在検討中であり、準備ができ次第公表を予定しているということであった。 いなほ4号の速達化や対面乗換時間の短縮については、まず坂町からの乗換については、米坂線も、とき312号に乗換接続ができるようにダイヤが設定されており、実際に米坂線から乗り換える利用客もいるため、現時点では変更の予定はないということであった。対面乗換については、駅の構造等も考慮し、全ての利用客が乗り換えできるように乗継時間を設定しており、利用状況等も注視しながら、より利用しやすい運行ダイヤの設定について引き続き努めていきたいと聞いている。</p>
志田委員	<p>羽越本線の高速化に関してみらい企画創造部長の考えはどうか。</p>
みらい企画創造部長	<p>羽越本線の高速化は重要な課題であり、時間短縮については新幹線もいきなり速くなったわけではなく、少しずつ速くなってきたものが積み重なって今の状況があると考えている。新幹線と在来線の接続も含めてできることを少しずつ積み重ねていくことにより、利便性が向上するものと考えている。 様々な観点について、機会をとらえてJ R 東日本に対して伝えていきたい。</p>